

平成 27 年 12 月 10 日

お客様各位

大起産業株式会社
取引相談室

マイナンバー制度について

平素より格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。
平成 28 年 1 月より商品先物取引をされる個人のお客様は個人番号（マイナンバー）を商品先物取引業者に提示していただくこととなります。

平成 27 年 10 月以降、国民の皆様一人一人に個人番号（マイナンバー）が通知されます。

- ・住民票を有する全ての方に 1 人 1 つの個人番号（12 桁）が通知されます。
- ・市区町村から、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが送られます。
- ・番号が漏洩し、不正に使われるおそれがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。

平成 28 年 1 月より商品先物取引をされる個人のお客様は個人番号（マイナンバー）を商品先物取引業者に提示していただく必要があります。

- ・商品先物取引業者は、お客様が建玉を決済した場合にその売買内容について「先物取引に関する支払調書」を作成し税務署へ報告する義務が有ります。
- ・この支払調書には、上記の取引内容のほか、お客様のお名前、住所を記載しますが平成 28 年 1 月以降はマイナンバーを記載することとなります。

個人番号（マイナンバー）を提示していただく時期について

- ・平成 28 年 1 月 1 日以降に新たに取引をされるお客様は契約締結時に提示していただくこととなります。
- ・平成 27 年 12 月 31 日以前からお取引をされているお客様もマイナンバーの提示をいただく必要があります。提示時期につきましては後日に案内させていただきます。

【マイナンバーのお問い合わせ先】

大起産業株式会社 取引相談室 0120-706-030